

大野市小山小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日策定

いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切である。

本校では全教職員が「いじめは人として絶対許されないことである。」「いじめは本来あってはならないことであるが、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校児童が安心して「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 児童も教職員も「いじめを許さない、見過ごさない」との強い意識を持ち、互いを認め合う人間関係・学校風土づくりに取り組む。
- (2) 居場所づくりと絆づくりを意図的に行い、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童に関する情報交換を行って情報を共有する。複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、当該児童の安全を保証するとともに、早期解決のため、特定の教職員で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。状況により、保護者や関係機関・専門家と協力して解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○体験活動の推進

「愛汗喜働」の校訓のもと、ふれあい農園での活動、宿泊体験活動、ボランティア活動等を通して、しっかり働き、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、「自分がされていやなことは、人にはしない。自分がされてうれしいことはどんどんしよう。」を合い言葉に、他の人を認める態度を育てる。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行い、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てる。

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自己肯定感を育み、お互いを受け入れる態度を育てる。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめの防止等に関する取組みを学校評価の評価項目に位置付ける。

(教職員) いじめに係る情報が校内で共有され、解消に向けて組織的に対応している。

(保護者) 学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、児童の不安等を把握する取組みを行っている。

(児童) いじめの行為を見聞きした場合、先生や保護者等に伝えることを心がけている。

(3) いじめの未然防止

○学校づくり

いじめが起きない学校づくりに向けて校長が責任を持つとともに、教職員の共通理解のもと、次のような指導を推進する。

- ①校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ③いじめに向かわない態度・能力を育成する。
 - ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実をめざす。
 - ・読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む。
 - ・インターネット利用に関するルールづくり（小山スマートルール）を働きかけ、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努める。
- ④自己有用感や自己肯定感を育む。
 - ・学校の教育活動全体を通じて、全ての児童が活躍し、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を設ける。
 - ・困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
 - ・児童の意識調査を活用し、安心して通える学校づくりを進める。
- ⑤あらゆる機会を通じて、家庭・地域・関係機関との連携を強化し、学校がいじめ防止に向けての方針に協力を得られるよう努める。

○学級づくり

周囲の友人や教職員との信頼関係の中、安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりをする。

- ①互いを認め合える人間関係づくりに努める。
- ②児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ④一人一人が活躍できる場をつくる。
- ⑤児童自らがいじめについて学び、いじめ防止の取組みを実践できるよう支援する。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・自然災害により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

(4) いじめの早期発見

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化を見逃さないよう、アンテナを高く持つ。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行う。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談だけでなく、教職員全員で全校児童をよく見守り、話し掛けなどから得た情報を共有する。スクールカウンセラーによる定期的な見取りや面談を行う。

○保護者に対するいじめ調査の実施

保護者との日頃の情報交換を密にするとともに聞き取り調査を行って、いじめ情報を収集する。

○地域、放課後子ども教室との連携

地域の住民や放課後子ども教室の安全管理員との連携を進める。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録する。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

情報を得たらすぐに「いじめ対応サポート班」を結成し、情報を共有する。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

○外部人材と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家、市青少年教育センター、警察、児童相談所、民生児童委員と連携を取り、早期解決に向けて最善の方法を講じる。

(6) いじめの解消

校長は、いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の措置をとる。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会へ速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催する。

(構成員) 全教職員

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

(構成員) 教頭、生徒指導主事、教務、担任等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域、放課後子ども教室との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や市青少年教育センター、警察、児童相談所などとの連携

(3) 組織図 【様式2】

★「大野市いじめ事案発生時の組織的対応フロー図」「大野市いじめ重大事態対応フロー図」
(大野市教育委員会2025.3.26版)も参考にしながら、迅速かつ適切な対応を行う。

【資料1】

5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

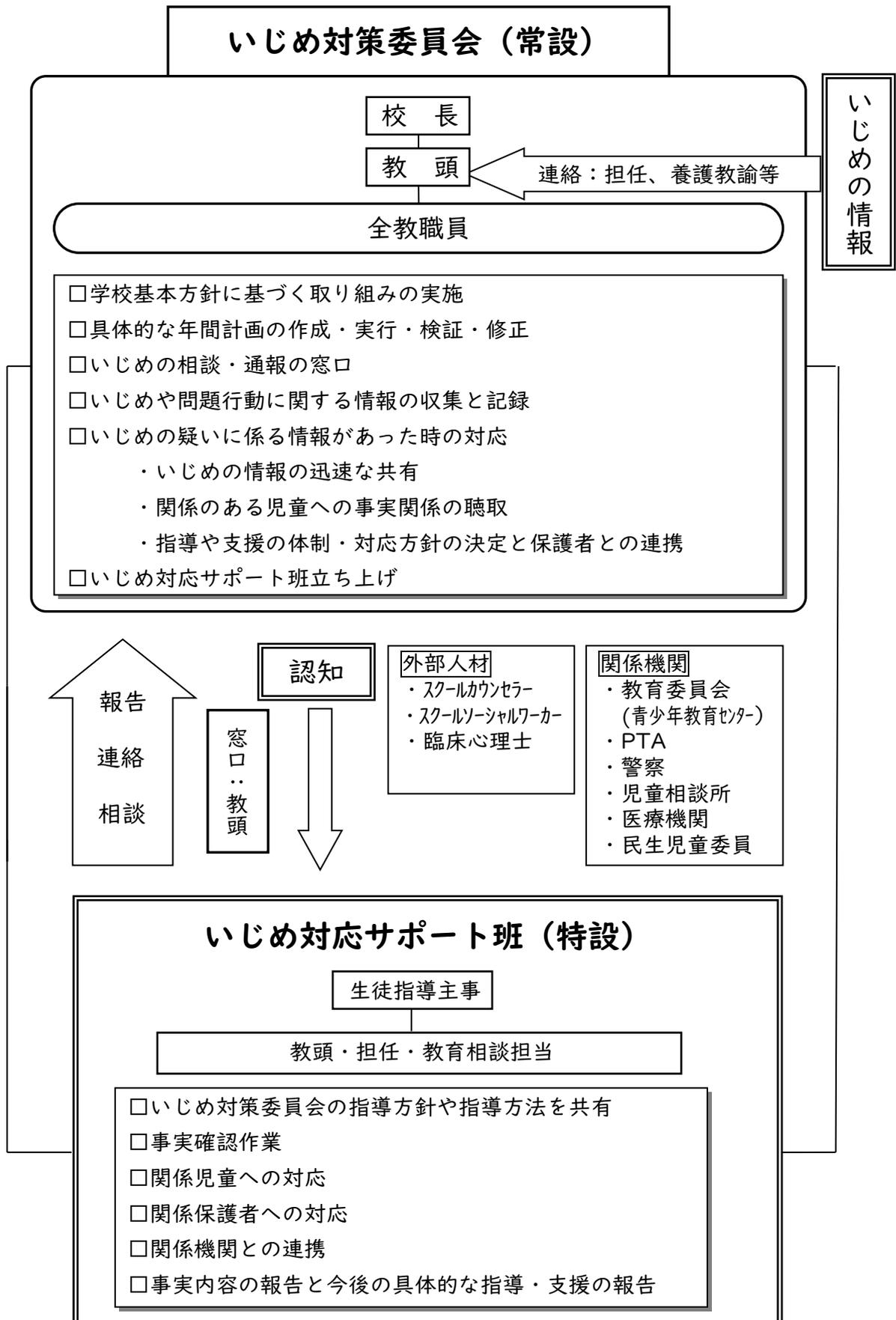
大野市小山小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針確認 ・年間計画策定 <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画周知 ・教員の共通理解 <p>いじめ対応サポート班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 <p>児童理解の会</p> <p>SC 訪問・相談</p>	<p>いじめの自己チェック</p> <p>生活目標「元気なあいさつ・返事をしよう、きまりを守ろう」に向かって各学年に合わせた取り組みを行う。</p> <p>縦割り班「いふりっこ班」スタート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダー養成 <p>ふれあい農園活動を開始し、校訓「愛汗喜働」の心を育てる。(ジャガイモ植え)</p>					
5月	<p>児童理解の会</p> <p>SC 訪問・相談</p> <p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月のアンケートをもとに定期的に状況把握 <p>校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育・人権教育 ・読書指導 <p>年間計画作成</p>	<p>ふれあい農園活動で、サツマイモや学年で決めた野菜を育てる。</p> <p>人権の花植え</p> <p>アンケート調査(ミニ)</p> <p>校内体育大会 いふりっこ班の絆を深める。</p>					
6月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導 <p>児童理解の会</p> <p>SC 訪問・相談</p>	<p>アンケート調査・ふれあい相談週間</p> <p>生活目標「一所懸命に取り組もう」に向かって各学年に合わせた取り組みを行う。</p> <p>道徳の授業で、いじめ防止に関する学習をする。</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>授業研究</p> <p>保護者会 ・聞き取り調査</p> <p>アンケート分析 ・未然防止に活用</p>	<p>生活目標「きまりをまもろう」にクラスの実態に合わせて取り組む。</p> <p>宿泊体験活動 ※1泊2日</p> <p>SC訪問・相談 児童理解の会</p> <p>第1回意識調査(アンケート調査)</p>					
8月	<p>いじめ対策委員会 ・アンケートの分析をもとにした振り返り ・2学期に向けて</p> <p>いじめに関する校内研修会 ・1学期の反省 ・2学期の取り組み</p>	<p>へき複児童交歓会</p> <p>資源回収・親子奉仕作業 ・親子で資源回収と校舎内外の奉仕活動を行う。</p>					
9月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>SC訪問・相談 児童理解の会</p>	<p>いじめの自己チェック</p> <p>生活目標「チャレンジしよう」にクラスの実態に合わせて取り組む。</p> <p>校外学習 低学年で一緒に活動し、絆を深める。</p> <p>修学旅行 ※1泊2日</p> <p>ふれあい農園で、秋野菜を育てる。</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>SC 訪問・相談</p> <p>児童理解の会</p>	<p>アンケート調査・ふれあい相談週間</p> <p>福祉体験会</p>					
11月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>研究授業 ・授業改善・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識しての授業づくり</p> <p>SC 訪問・相談</p> <p>児童理解の会</p>	<p>生活目標「助け合って生活しよう」にクラスの実態に合わせて取り組む。</p> <p>収穫感謝祭 ふれあい農園活動で育てた野菜を使い、お世話になっている方々に感謝の気持ちを伝える。</p> <p>アンケート調査(ミニ)</p>					
12月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・学校評価項目の検討</p> <p>学校運営協議会 ・児童のアンケート結果等について、昨年度と比較しての意見交換</p> <p>保護者会 ・聞き取り調査</p> <p>SC 訪問・相談</p> <p>児童理解の会</p>	<p>人権週間の取り組み ・人権集会で、お昼の放送で ・道徳、学活の授業で</p> <p>ハートフル集会</p> <p>第2回意識調査(アンケート調査)</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期の振り返り ・ 3学期の取り組み <p>SC 訪問・相談</p> <p>児童理解の会</p>	<p>いじめの自己チェック</p> <p>生活目標「ありがとうの気持ちを伝えよう」に向かって、クラスの実態に応じて取り組む。</p> <p>給食週間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の企画を行い、食への感謝や調理員への感謝の心をもつ。 <p>新入生体験入学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園児へ学校紹介 <p>アンケート調査(ミニ)</p>					
2月	<p>SC 訪問・相談</p> <p>児童理解の会</p> <p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に状況把握 <p>家庭・地域・学校協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価の結果について意見交換 	<p>アンケート調査・ふれあい相談週間</p> <p>なわとび大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 班の仲間と大縄に取り組む。 <p>中学校入学謝辞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな絆づくり ・ 異校種との交流 					
3月	<p>SC 訪問・相談</p> <p>児童理解の会</p> <p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度の振り返り ・ 新年度に向けて計画の見直し ・ 課題確認 	<p>生活目標「1年間を振り返ろう」に向かって、クラスの実態に応じて取り組む。</p> <p>6年生ありがとう会(交流給食)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感謝の心 ・ 次の学年の自覚 <p>第3回意識調査(アンケート調査)</p>					



大野市いじめ事案発生時の組織的対応フロー図

大野市教育委員会2025.3.26版 (図中の◇は判断を伴うもの)

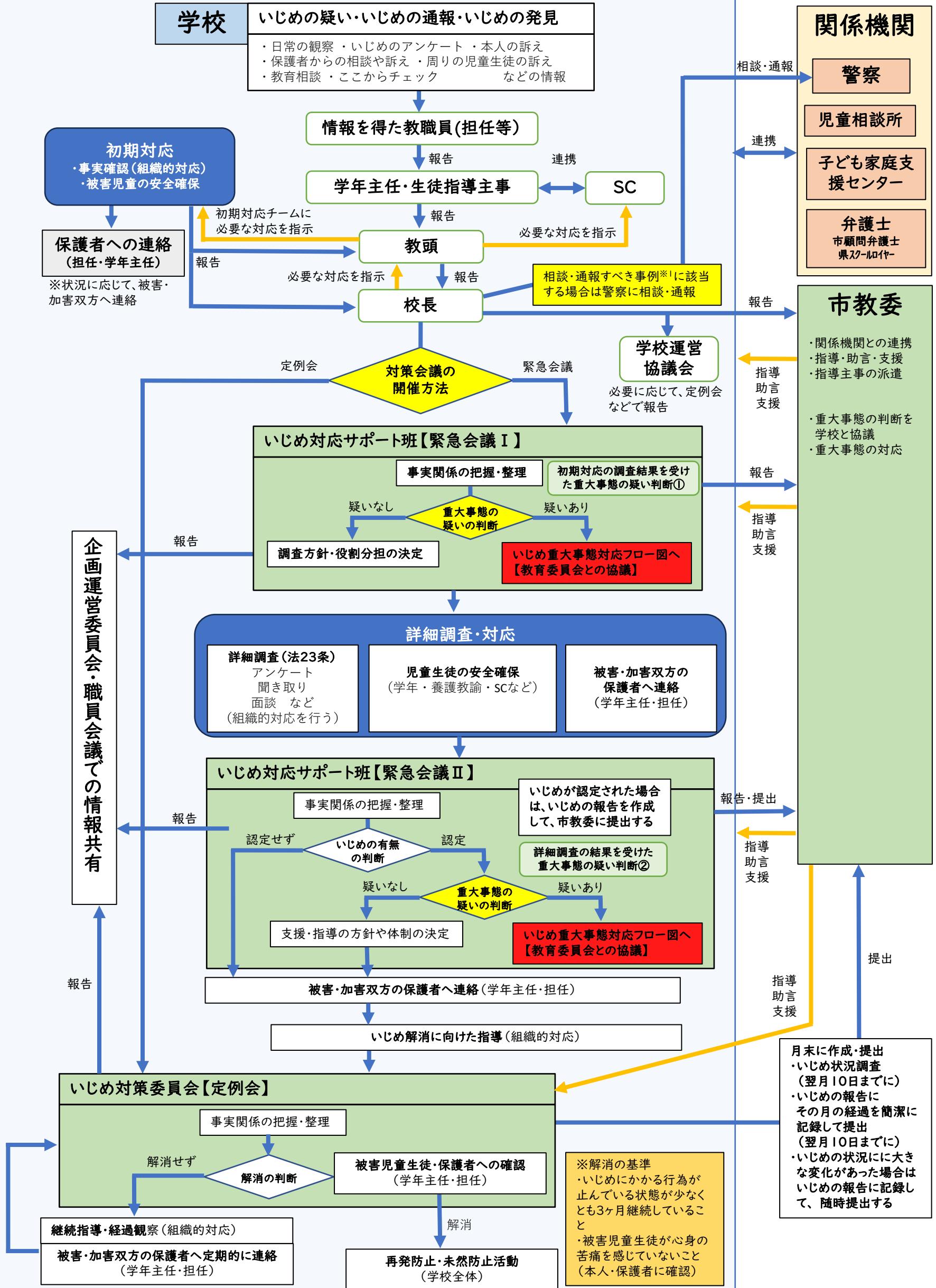
【資料1】

対応の
時間的な
目安

可及的速やかに(2〜3日以内)

概ね一週間以内

継続的な見守り



※1 相談・通報すべき事例 令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省を参照

大野市いじめ重大事態対応フロー図

大野市教育委員会2025.3.26版 (図中の◇は判断を伴うもの)

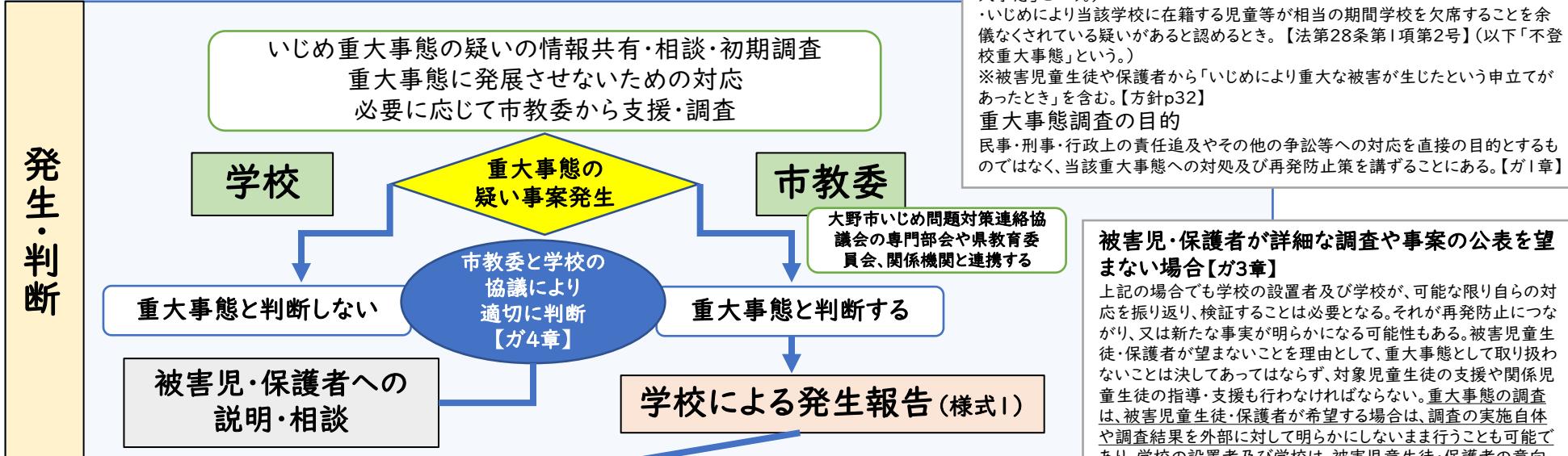
「重大事態」の定義

・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第1号】(以下「生命心身財産重大事態」という。)

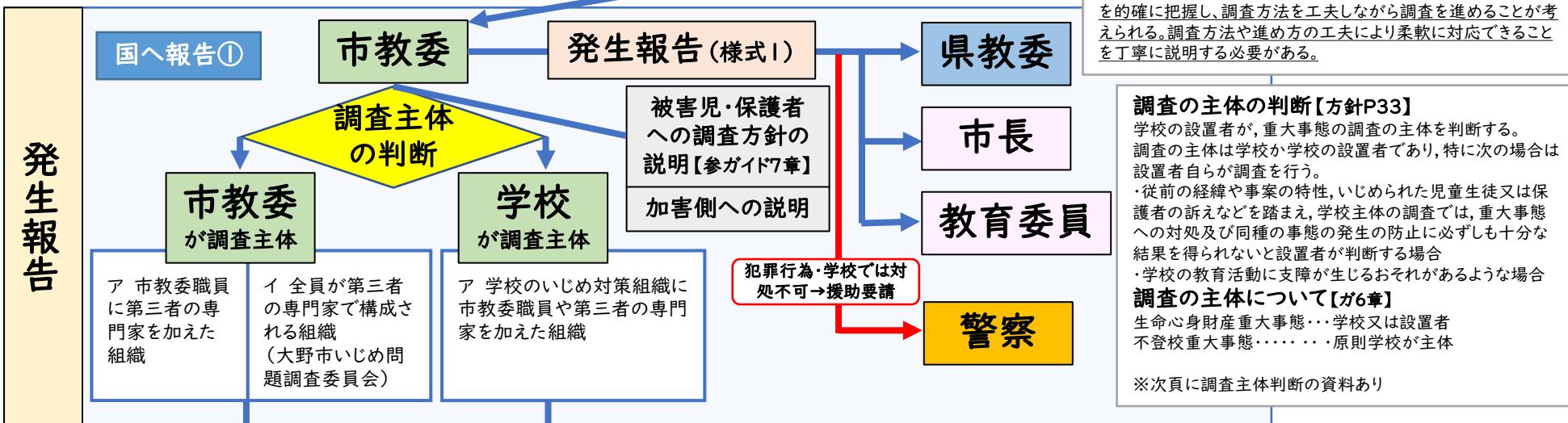
・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第2号】(以下「不登校重大事態」という。)

※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。【方針p32】

重大事態調査の目的
民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。【ガ1章】



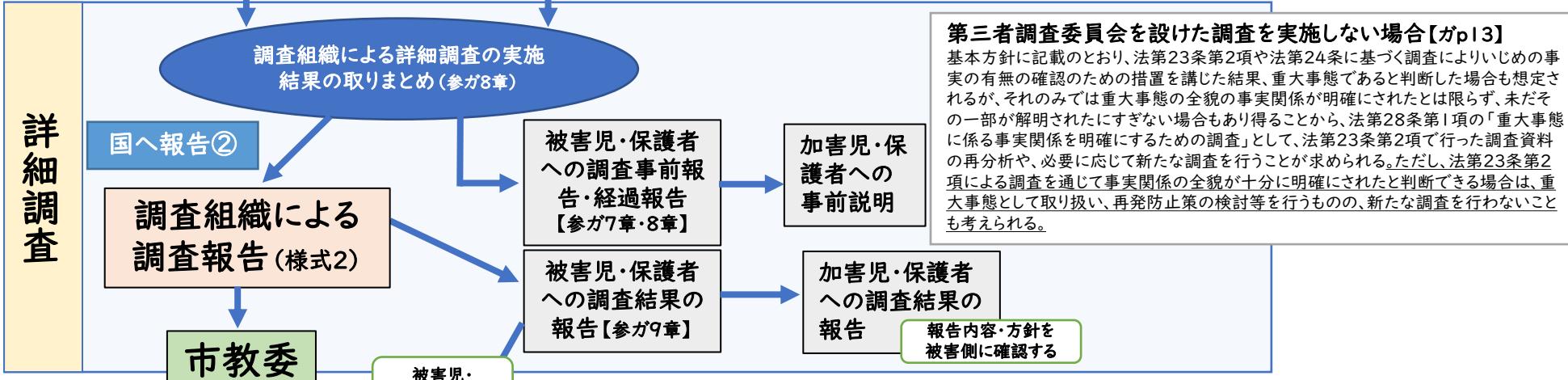
被害児・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合【ガ3章】
上記の場合でも学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象児童生徒の支援や関係児童生徒の指導・支援を行わなければならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部的に明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する必要がある。



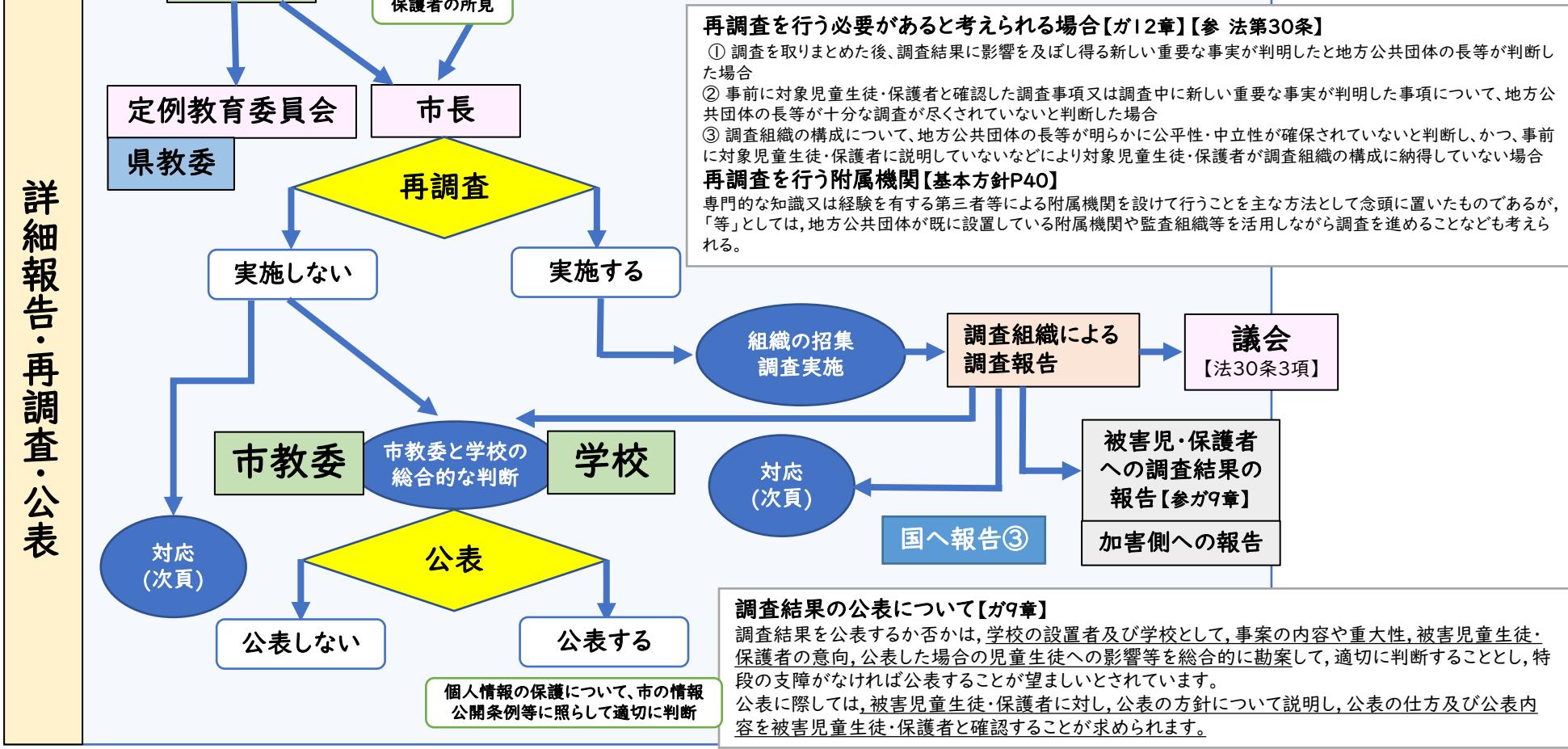
調査の主体の判断【方針P33】
学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。調査の主体は学校か学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行う。
・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

調査の主体について【ガ6章】
生命心身財産重大事態・・・学校又は設置者
不登校重大事態・・・原則学校が主体

※次頁に調査主体判断の資料あり



第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合【ガp13】
基本方針に記載のとおり、法第23条第2項や法第24条に基づく調査によりいじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うことが求められる。ただし、法第23条第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。



再調査を行う必要があると考えられる場合【ガ12章】【参 法第30条】

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

再調査を行う附属機関【基本方針P40】
専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが、「等」としては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。

調査結果の公表について【ガ9章】
調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされています。
公表に際しては、被害児童生徒・保護者に対し、公表の方針について説明し、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認することが求められます。

個人情報の保護について、市の情報公開条例等に照らして適切に判断

調査結果を踏まえた対応

被害児童生徒への支援

- ・本人への心のケア、安心した学校生活に向けての支援
- ・兄弟姉妹へのケア
- ・不登校となっている場合は、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家と連携し、学習・登校支援
- ・本人・保護者の希望に応じて指定校変更、区域外就学の弾力的対応
- ・事案によって加害児童生徒との間での長期的な環境調整（進級・進学・転学の際の継続的配慮、適切な引き継ぎ）
- ・教育委員会からの継続的な指導・助言・支援

加害児童生徒への指導・支援

- ・児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえた成長支援の観点からの指導支援
- ・保護者と協力しながらの対応
- ・必要な場合、児童生徒や保護者に対し、SCやSSWによる支援、こども家庭センター等による福祉に関する相談・支援
- ・その他、外部機関と連携した指導・支援・アセスメント
- ・加害児童生徒の出席停止措置の検討を行う。

再発防止策の実施

- ・教育委員会の指導主事と調査に関わった専門家が連携して、学校に調査報告書の内容を説明し、対応の改善について協議する。
- 調査報告書で提言された再発防止策は、教育委員会の責任のもと、第三者の視点も入れながら、取り組みの進捗管理や検証を行う。
- ・人事異動等時間の経過とともに再発防止策等が軽んじられることのないように、学校及び教育委員会が継続して取り組む。
- ・重大事態が発生した学校のみならず、その他の学校においても、当該事案を題材として事例研究を行う研修会を開催するなど、同様の事態の発生防止を行う。

※ フロー図中の説明や参考資料の出典について

【法第〇条〇項】……「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）

【方針PO】……「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定）（平成29年3月文部科学省）

【ガ〇章】【ガp〇】……「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）

【学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織】 【ガ6章】

① 教育委員会等方式

- ・教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

- ・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・公立学校の場合には、法第14条第3項に基づき教育委員会に設置される附属機関において実施することも考えられる。
- ・なお、第三者委員会方式の場合には、事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）を担う者が必要となるが、一般的には、学校の設置者の担当部局が担う。

【学校主体の場合に考えられる調査組織】

※専門家及び第三者の考え方については、第2節（2）を参照

① 学校いじめ対策組織方式

- ・各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

- ・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・事務局機能は、学校内において重大事態と直接関係のない職員が担うことが考えられる。

【専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態】 【ガ6章】

① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。

② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態

対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しており、児童生徒の間で主張の食い違いがある場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにしていくことが難しいと考えられる重大事態では、専門家を交えつつ、客観的な視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要である。

③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。